厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第四十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、 患者申出療養及び選定療養 (平成十八年厚生労働省告示第四百九十五

号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成

二十年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和七年三月一日から適用する。

令和七年二月二十八日

厚生労働大臣 福岡 資麿

_
傍
絲
音
分は
改
ĪE
剖
一分

⑤ 病床を百床以上有していること。	الله الله الله الله الله الله الله الله	④ 臨床工学技士及び診療放射線技師が配置されているこ	医が配置されていること。	断を実施する医師が配置されており、かつ、麻酔科標榜	③ 病理の検査を実施する部門が設置され、専ら病理の診	であること。	人日本産科婦人科内視鏡学会が認定したものをいう。)	ており、そのうち一名は腹腔鏡技術認定医(一般社団法	② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置され	麻酔科を標榜していること。	① 産婦人科又は婦人科を標榜し、かつ、病理診断科及び	② 保険医療機関に係る基準	として三例以上の症例を実施していること。	③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師	が認定したものをいう。)であること。	② 婦人科腫瘍専門医(公益社団法人日本婦人科腫瘍学会	て七年以上の経験を有すること。	① 専ら産婦人科又は婦人科に従事し、当該診療科につい	① 主として実施する医師に係る基準	口 施設基準	出が可能なものに限る。)	卵巣がん、卵管がん、腹膜がん又は境界悪性卵巣腫瘍(摘	イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状	二十八 腹腔鏡下卵巣悪性腫瘍手術	一	おいて実施する先進医療	第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所に	
																								(新設)	一~二十七 (略)	おいて実施する先進医療	第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所に	改 正 前

- ⑥ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う
 「以上であること。
 「以上であること。ただし、当該病棟における
 数に相当する数以上であること。ただし、当該病棟における
 数に相当する数以上であること。ただし、当該病棟における
 数に相当する数以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う
- ⑦ 当直体制が整備されていること。
- 8 緊急手術体制が整備されていること。
- ぶまり場合とり担信を表をしないなど場合に対している。こと。二十四時間院内検査を実施する体制が整備されている
- ること。 するため、他の保険医療機関との連携体制を整備してい ・ 緊急の場合その他当該療養について必要な場合に対応
- ⑩ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に一⑪ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ③ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- いて実施する体制を有していること。
 「日本産科婦人科学会が策定した当該技術の指針に基づ
- 先進医療生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚
- 一~五十五 (略)

のに限る。) 五十六 脊髄髄膜瘤 手術 脊髄髄膜瘤 (胎児期の患者に係るも

生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚

先進医療

一~五十五 (略)

(新設)